アルミニウム溶接技能者評価試験について

協会規格 LWS A 0004 (アルミニウム溶接技能者の資格認証基準) 改訂に伴う「アルミニウム溶接技術検定試験」から「アルミニウム溶接技能者評価試験」への名称変更について

一般社団法人 軽金属溶接協会

JIS Z 3811 (アルミニウム溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に基づいたアルミニウム溶接技能者の資格認証を定めた協会規格 LWS A 0004 (アルミニウム溶接技能者の資格認証基準) は平成 23 年 4 月 1 日改訂されました。今回の改訂は、アルミニウム溶接技能者の資格認証業務を透明かつ公正に実施するため JIS Q 17024 (適合性評価ー要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項) に合致するように組織及び手順を整備すべきとの見地から改訂されたものです。すなわち、アルミニウム溶接技能者認証委員会を設けて評価試験の実施方法を定めて、それに基づいてアルミニウム溶接技術検定委員会が試験を実施・試験結果の評価を行い、認証委員会が認証に関する決定を行い、より資格認証の透明性を高めることとなりました。以下に説明するように、この改訂によって主に用語が変更されました。

評価試験・資格認証・サーベイランス及び再認証

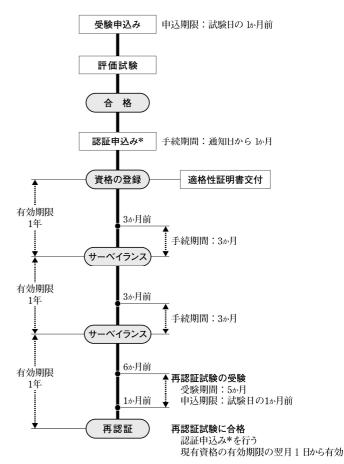
従来「アルミニウム溶接技術検定試験」といっていたものが「アルミニウム溶接技能者評価試験」と試験の名称が変更されました。ただ、試験の内容及び資格の種類は従来どおりで変更はありません。

右図に示す受験申込みから資格認証の流れによって用語の変更を説明します。

評価試験(検定試験)に合格すると、認証(認定) 申込みによって資格が登録され、適格性証明書(技 術資格証明書)が発行されます。資格の有効期間は 1か年で2回のサーベイランス(継続手続き)が受 けられます。引き続き資格が必要な方は、資格取得 から3年を経過する前に再認証試験(更新試験)を 受ける必要があります。再認証試験は新規試験と同 じ実技試験を行います。

以上、()内が旧用語で、下表にまとめました。

旧用語	新用語
検定試験	評価試験
認定	認証
技術資格証明書	適格性証明書
継続手続き	サーベイランス
更新試験	再認証試験



受験資格

受験資格は、従来基本級が3か月、専門級が6か月以上のアルミニウム溶接の経験を要求していたものを、鋼の評価試験に合わせ基本級を1か月、専門級を3か月以上の経験と改訂しました。

現在発行されている証明書

証明書の形態を平成 23 年 4 月からプラスチックカードに変更し、新規取得者から順次変更していきます。しかし、現在発行されている証明書は、原則として再認証(更新)時に新しい証明書に変更します。

協会名の変更

社団法人軽金属溶接構造協会は、新公益法人制度に基づいて平成23年4月1日をもって一般社団法人に移行しました。また、より広い観点から事業に取り組むことを目指して名称も変更し、「社団法人軽金属溶接構造協会」から「一般社団法人軽金属溶接協会」として新たに発足することとなりました。

問合せ先 〒101-0025

東京都千代田区神田佐久間町 4 丁目 20 番地

溶接会館 6F

一般社団法人 軽金属溶接協会

TEL 03-3863-5545 FAX 03-3864-8707

E-mail jlwa@nifty.com